

# 労働基準広報 2015 No.1867

# 10/1

## CONTENTS

**特集** 働き方・休み方改革のための施策 ————— 6

### 残業と年休の「見える化」によって 残業半減と年休消化8割達成の好事例も

現在、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などの「働き方・休み方改革」は、政府の喫緊かつ重要な課題となっており、政府は、2020年（平成32年）までに実現すべき成果目標として、①週労働時間60時間以上の雇用者の割合の5割減、②年次有給休暇取得率70%——を掲げている。厚生労働省では、「プラスワン休暇」や「ふるさと休日」の働きかけ、「働き方・休み方改善ポータルサイト」の開設、「働き方・休み方改善コンサルタント」による無料相談など様々な施策を展開している。

(編集部)

● 弁護士 & 元監督官がズバリ解決！  
～労働問題の「今」～ ————— 19

〈第14回〉年休・夏季休日の取得妨害  
労働者の年休取得を妨害したとして  
会社に慰謝料の支払いを命じる  
(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

● レポート／労働者派遣法『労働契約 —— 30  
申込みみなし制度』説明会

— 東京労働局が説明会を開催 —  
当日実施したアンケート回答者のうち  
8割超が「制度を理解できた」と回答  
(編集部)

● 知っておくべき職場のルール ————— 32

〈第49回〉「業務上災害①」  
業務上災害と認められるには  
業務と災害に相当因果関係必要  
(編集部)

● NEWS ————— 1

(平成27年度地域別最低賃金改定の答申出揃う)47都道府県で16円から20円の引上げ／(厚労省・27年下半年の安全衛生対策)12次防重点業種中心にさらなる取組みを指示／(26年度・雇用保険事業の概要)初回受給者数、給付総額ともに5年連続して減少／ほか

● 企業税務講座 ————— 36

第58回 経済的利益としての役員給与  
金銭以外の経済的利益も  
役員給与に

(弁護士・橋森正樹)

● 連載 労働スクランブル<sup>®</sup> (労働評論家・飯田康夫) — 40 ● 労務資料 2015年卒学生の就職活動の実態に関する調査結果 — 42 ● わたしの監督雑感 北海道・小樽労働基準監督署 安支署長 石川和男 — 54 ● 編集室 — 56

#### 労務相談室

回答者

解雇・退職 [被災申請中の者がいる事業場を閉鎖] 配慮はどこまで必要か ————— 48 弁護士・岡村光男  
労災保険法 [チームリーダー昇格1年後にうつ病] 労災認定されるか ————— 50 特定社労士・飯野正明  
賃金関係 [自社の従業員を隣県の企業に outward させる] 最低賃金の適用は ————— 52 弁護士・前嶋義大

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内